

令和7年度 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会事業計画

第1 令和7年度基本方針

「地域福祉の充実と、経営基盤の確立を目指して」

1 現状と課題

経営改善計画（令和5年度～令和8年度）初年度の令和5年度決算は、厳しい結果となりました。介護保険制度ができて四半世紀が経過し、高齢者の意識にも変化が表れています。経営基盤の確立に向けては、高齢者のニーズの変化と社会の動向を踏まえた対応が必要な状況になっています。

(1) 介護保険事業収益の悪化が経営を圧迫

令和5年度は、市からの児童クラブ運営受託事業における年間約3,000万円の超過負担が解消されたことから、経営改善計画で掲げた3つの目標のうちの2番目の目標が達成されましたので、令和5年度には一定程度の収支改善に至るものと予測していました。しかし、結果としては、介護保険事業収入が前年度比で約2,400万円減少したことが響き、事業活動収支差額は約2,046万円の赤字となりました。この要因として、ケアマネジャーの予定外退職も収入減少に影響はしましたが、最も大きな要因としては、新型コロナウイルス感染症の流行後、松波及び北条にある2つデイサービスセンターの運営が大きな赤字続きとなっていることが挙げられます。この状況は令和6年度になっても改善されることはなく、さらに、近年の市内特養施設が短い待機期間で入所可能な状況になっていることから、入所を望んでいる方が要介護状態で在宅福祉サービスを利用される期間も短くなってきている傾向があることも大きく影響しています。こういった近年の情勢を踏まえ、民間との競合下にある松波デイサービスセンターの運営は、やむを得ず令和6年度末で休止するという苦渋の決断をするに至りました。それでもまだ厳しい状況下にはありますが、引き続きデイサービス事業の収支改善に努めます。

(2) 法人運営事業に対する補助金増額と当会独自の収入増に向けて

当会は、介護保険事業収益の減少に伴って収益全体が減少し、これにより非収益部門である法人運営事業（事務局、総務課及び地域福祉課）へ繰り出せる金額が少なくなり、結果、法人全体の赤字補填が十分できない状況にあります。令和6年度は、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）活動に対する市からの補助金1,000万円が増額されましたが、県内20市の社会福祉協議会へ行政が補助している金額の実態は、県内12位と、依然低迷しており、他市に比べ、行政からの補助金による人件費のカバーには不十分な実態がありました。1番目の目標である法人運営、地域福祉推進事業の収支改善のためには、更なる補助金の増額が不可欠であり、県内社協の実態を訴えて市に要望した結果、令和6年度に引き続き、令和7年度予算においても補助金を増額していただける意向が示されました。このことは、目標達成に向けて大きな前進ではありますが、現下の物価高及び人件費の上昇に、いまだ追いついていない部分がありますので、引き続き市から適切な財源の手当てをしていただけるよう、要望は継続してまいります。

経営改善計画3年目となる今年度は、法人経営を改善する上での最重要課題と捉える3番目の目標の、デイサービスセンターを含めた介護保険事業・障害福祉サービス事業の収支改善に取り組みます。

また、補助金以外にも、社協会費や共同募金が当会法人運営の基礎的な財源となっていますが、近年は収入が減少傾向にあり、会費収入の確保に向けた法人・事業所への呼びかけを積極的に行

って、協力法人及び個人会員数の増加にも努める必要があります。

(3) 健全で持続可能な社会福祉協議会の確立に向けて

経営の立て直しを目指して株式会社経営共創基盤に委託し、経営改善計画を策定して、その着実な実行のためのアクションプラン及びP L計画を作成しましたが、計画初年度の令和5年度は、取組が十分に反映できておらず、その結果が決算に表れたものと思われま

す。新たに令和6年度は、年度当初から内部会議の在り方の見直しや、職員全員が経営に参画しているとの意識改革につなげられるような取組を実行しています。令和7年度は、こういった取組をいかに定着させられるかが課題であり、今後の健全で持続可能な社会福祉協議会になるために必要な鍵になるものと考えています。

3 基本方針

- (1) 経営改善計画に基づき、組織全体の变革と、介護保険・障害福祉サービス事業の経営課題に取り組めます。
- (2) 部門（事業区分、拠点区分、サービス区分）ごとに、経営改善計画に沿って、着実な事業推進に努めます。
- (3) 現下の財政状況を踏まえ、当会職員一人一人が努力を怠ることなく業務を遂行し、当会の使命である「ともに支え、ともに生きる福祉のまちづくり」を推進していきます。
- (4) 引き続き費用対効果を強く意識し、効率的、効果的な事業展開を進め、経費の削減を図ります。

4 事業方針

- (1) 健全かつ持続可能な財務基盤の確立を目指して

令和5年3月に経営改善計画、定員管理計画及び大規模修繕計画の3計画を策定しました。経営改善計画の着実な実行のためのアクションプラン及びP L計画を作成して、経営改善計画の着実な進行管理と持続可能な財務基盤の確立を目指します。

- (2) 法人運営事業

公益性が高く、本来、市が実施すべき事業を受託している当会の性格や運営に鑑み、市に対して理解を求め、法人運営事業に対する補助金を要望した結果、市からの支援体制は充実が図られることになりました。今後は、各種の受託事業費についても、現下の人件費上昇を適切に反映した額となるよう、引き続き要望活動を継続してまいります。

- (3) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備のための重層的支援体制整備事業が令和6年度から本事業に移行しました。誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、いきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指します。

地域共生社会づくりに向けて、7つのコミュニティ圏域にC S W（コミュニティソーシャルワーカー）を配置しています。包括支援センターや生活支援センターと連携して地域福祉活動計画を推進し、誰一人取りこぼさない地域づくりを展開していきます。

- (4) デイサービスセンター運営事業の方針

松波デイサービスセンターについては、令和6年度をもって休止とする判断に至りました。赤坂山デイサービスセンター、北条デイサービスセンターについては、利用者確保のための働きかけを行い、収支改善に向けた取組を進めてまいります。当会の経営の安定化を見据えた中で、

事業継続のあるべき姿について、関係者と協議していきます。

(5) 日常生活自立支援事業（独自事業）の充実

当会独自版の日常生活自立支援事業は、関係機関からの要望に応える形で平成18年度に立ち上がり、金銭管理が困難な要支援者の生活を支える重要なサービスとなっています。今後は事業の中身を整理・精査するとともに、関係機関との役割分担も明確にして、令和7年度予算からは職員を増員し、市民の安心安全に寄与する事業として、更に充実させてまいります。

(6) 災害ボランティアセンター

令和6年能登半島地震を受けて、有事の際の災害ボランティアセンター設置への対応が注目されています。令和6年度に実施した設置訓練に改善を加え、今後も継続して訓練を実施していきます。

(7) 改善意識の醸成と実践

他課との意見交換会で他課職員から出された異なる切り口の取組や意見を自らの業務を見直すきっかけとし、改善意識を持って業務に当たることで法人全体の底上げを図り、経営改善の実行につなげます。

第2 事業計画体系図

基本理念「ともに支えともに生きる福祉のまちづくりの推進」	令和七年度基本方針の充実と、経営基盤の確立を目指して	<事業実施方針>	<重点目標>
		総務課 「事業進捗管理体制の強化による経営の改善と、職員が力を発揮できる組織体制の強化」	<ul style="list-style-type: none"> ・事業進捗管理体制の強化と経営改善計画の着実な実行による健全な経営体制の構築 ・職員一人一人が事業運営や経営に主体的に参画する意識の醸成と部門間連携体制の整備 ・職務段階に応じた職員の育成プログラムの構築と組織力の向上
		地域福祉課 「地域共生社会づくりに向けた地域福祉活動の推進と包括的相談支援体制の構築」	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による地域福祉活動の推進 ・重層的支援体制整備事業を始めとした各種相談支援事業における相互連携の実践 ・研修機会の拡充と職員の資質向上 ・費用対効果に基づく事業の精査とメリハリある予算の執行
		こども支援課 「児童の健全育成を目指した児童クラブの運営の継続」	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した児童クラブ運営の継続のため、受託事業の長期継続契約と適正な受託金の締結に向けた市との協議及び人員配置の中期計画の整備 ・就労その他の事情により、保護者等が不在な家庭の児童の健全育成 ・児童クラブ補助員の養成による、放課後児童支援員の確保と現運営体制の維持
		訪問事業課 「高齢・障がいの利用者一人一人に寄り添い、その人らしい生活を継続できるようにするためのサービスの提供」	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へ適正、平等なサービスを提供できる職員の育成 ・職員が働き続けたいと思える職場環境の整備 ・利用者確保と適正な収入の確保、経費削減による健全な運営 ・個別援助計画・手順書に沿った安心・安全なサービスの提供 ・感染症や災害発生時におけるBCPに基づいた事業の継続
		介護支援事業課 「住み慣れた地域でその人らしい生活を継続するための自立支援と連携の強化」	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のケアマネジメント力の向上 ・働きやすい職場環境の整備 ・適正な収入の確保と経費削減による健全な運営 ・感染症や災害発生時におけるBCPに基づいた事業の継続
		通所事業課 「利用者一人一人に寄り添ったサービスの提供と自分らしい生活への自立支援の推進」	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な事業運営に向けた収支状況の改善 ・生活機能の維持向上や重度化防止のための取組 ・利用者一人一人の想いや状況に応じたサービスの提供と社会とのつながりに向けた取組 ・職員の資質向上と働きやすい職場環境の改善 ・感染症や災害への対応力強化
		障がい者就労支援課 「利用者の日常生活・社会生活の充実を目指した生産活動の提供」	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者一人一人の特性に応じた生活支援及び作業支援の実施 ・利用者支援と収益確保のバランスを考慮した事業運営体制の見直し ・事業PR活動の強化による新規利用者と売上げの確保 ・職員の利用者支援に関する資質の育成・向上

第4 各課の事業実施方針、重点目標及び実施計画

1 総務課 「事業進捗管理体制の強化による経営の改善と、職員が力を発揮できる組織体制の強化」

(1) 重点目標

- ・事業進捗管理体制の強化と経営改善計画の着実な実行による健全な経営体制の構築
- ・職員一人一人が事業運営や経営に主体的に参画する意識の醸成と部門間連携体制の整備
- ・職務段階に応じた職員の育成プログラムの構築と組織力の向上

(2) 事業実施計画

総務係

事業名	取組概要
1 法人の会務運営	1 評議員及び理事・監事の任期満了による改選への対応 2 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監査等の開催 3 当会の経営課題に関する役職員研修の開催
2 「経営改善計画」に基づく実施計画の実行	1 令和6年度のモニタリング結果を反映した令和7年度実施計画（アクションプランスケジュール・PL計画）の実行 2 令和9年度からの第二期経営改善計画（仮称）策定に向けた準備【新規】
3 事業進捗管理体制の強化と経営改善計画の着実な実行	1 次の会議を活用した事業進捗管理と経営改善計画の着実な実行 (1) 管理職会議（常務理事兼事務局長・課長） 月1回開催 ア 各課の事業進捗状況の確認と事業運営に関する情報共有 イ 各課が抱える課題や問題点の共有と部門横断的な視点での課題解決策の協議 ウ 会長・管理職会議での検討課題の提案 (2) 会長会議（会長・常務理事兼事務局長・総務課長・参事）週1回開催 会長との各課の事業進捗管理に関する情報共有と法人全体の課題の検討を行う。 (3) 会長・管理職合同会議（課長以上） 月1回開催 ア アクションプラン及びPL計画に基づく月次報告と、計画との差異の原因分析を踏まえたリカバリー方針の協議 イ 管理職会議で共有した各課の課題や問題点に関する検討及び法人全体での情報の共有 ウ 業務改善の推進や部門間連携に関する検討 (4) 経営会議（係長以上） 年4回開催（6月・9月・12月・3月） 実務者による具体的な課題の解決に向けた部門横断的な意見交換と、その結果に基づいた改善策の実行とモニタリングを実施する。 2 重要課題に関する部門横断的なクロスファンクショナルチーム（CF

事業名	取組概要
	<p>T) による課題検討</p> <p>3 経営改善計画の進捗管理体制の強化</p> <p>(1) 株式会社経営共創基盤と事務局（会長・常務理事兼事務局長、総務課）との当会の経営課題と取組方針に関する意見交換（随時）及び経営会議での協議内容に関する助言指導（年2回）の実施</p> <p>(2) (1)での助言指導を踏まえた各課の事業実施状況の確認</p> <p>(3) 各課の事業内容を踏まえた効率的かつ効果的な進捗管理方法の見直しによる法人全体の事業進捗管理体制の強化</p>
<p>4 職員一人一人が事業運営や経営に参画する意識の醸成と部門間連携体制の整備</p>	<p>1 職員同士の顔が見える関係づくりや相互理解を目的とした他課職員との意見交換会の実施</p> <p>2 管理職会議等、組織運営に関する会議概要の職員への周知</p>
<p>5 職務段階に応じた職員の育成プログラムの構築と組織力の向上</p>	<p>1 将来の組織を支える人材を育成することを目的とした、職位階層別研修計画に基づく研修受講 社会福祉施設職員階層別研修（福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程）</p> <p>2 職位ごとの職務基準書に基づく研修プログラムの構築</p> <p>3 課・係を単位とする専門的な研修の実施</p> <p>4 DO-CAPシートの作成や育成面接による職員個人の目標設定と進捗状況の確認</p> <p>5 人事考課や育成面接の適正な運用を目的とした人事考課研修の実施</p> <p>6 DO-CAPシートを活用した人事考課の検討</p>
<p>6 職員の給与制度及び処遇の適正化の推進</p>	<p>令和7年度人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告並びに当会の経営状況を踏まえた給与制度と、職員間の不均衡解消に向けた処遇の適正化の検討</p>
<p>7 働く職員の健康を守る労務管理</p>	<p>1 職員が働きやすい労働環境の整備</p> <p>(1) 就業規則等の周知と勤務実態の把握</p> <p>(2) 時間外勤務の適正な運用に関するガイドラインの徹底</p> <p>(3) 職員の燃え尽き症候群（バーンアウト）防止のための取組指針の周知</p> <p>(4) 公益通報及び各種ハラスメントの相談窓口の周知と研修の実施</p> <p>2 心と体の健康支援</p> <p>(1) 全職員を対象とした定期健康診断及びストレスチェックの実施と受診勧奨</p> <p>(2) 産業カウンセラーによる職員を対象としたメンタル相談の実施</p> <p>(3) メンタルヘルス研修の実施（セルフケア及び職場のラインケア）</p> <p>(4) 予防接種を含む適切な感染症対策の実施</p> <p>(5) 職員の健康支援に向けた各種イベントへの参加促進【新規】</p> <p>3 安全衛生活動の推進と労働災害の防止</p> <p>(1) 職員衛生委員会の開催（福祉センター・扇町）</p> <p>(2) 労働災害防止活動の実施と職員への周知</p>

事業名	取組概要
8 職員の離職防止と福祉人材の定着・確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 「職員調書」による職員の勤務に対する意向確認と適材適所を目的とした人事異動の検討 2 職員の資格取得の奨励と取得費用の助成 3 介護支援専門員有資格者育成を目的とした受験対策勉強会の開催 4 社会福祉士実習指導者の養成と実習生の受入れ(所管課:地域福祉課) 5 各種養成学校からの実習生の受入れ(所管課:訪問事業課、通所事業課) 6 就職希望者への職場見学の受入れと職員採用活動への参加 7 職員採用ホームページの活用による採用情報の提供【新規】 8 職員紹介制度の活用促進
9 広報活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報紙「福祉のひろば」の発行(年2回) 2 ホームページ・SNSでの情報提供 3 社会福祉協議会会長表彰の実施 4 町内会や職場・団体へ社協活動PRのための説明会の実施
10 社会福祉協議会会員会費制度の実施	<p>会費の使途の明確化と、会費を充当した事業を実施する地域福祉課と連携した活動PRの検討と実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般会員:1口500円(世帯) 【目標額 10,000千円】 2 賛助会員:1口500円以上 【目標額 400千円】 3 特別会員:1口5,000円以上 【目標額 800千円】 4 ホームページ内バナー広告
11 指定管理事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 柏崎市総合福祉センターの管理・運営 2 大規模施設改修工事に関する市との適切な情報共有と工事期間中の利用者及び職員の安全確保【新規】

2 地域福祉課 「地域共生社会づくりに向けた地域福祉活動の推進と包括的相談支援体制の構築」

(1) 重点目標

- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による地域福祉活動の推進
- ・重層的支援体制整備事業を始めとした各種相談支援事業における相互連携の実践
- ・研修機会の拡充と職員の資質向上
- ・費用対効果に基づく事業の精査とメリハリある予算の執行

(2) 事業実施計画

ア 地域福祉係

事業名	取組概要	財源
1 第四次地域福祉活動計画に基づく住民福祉活動の推進とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	1 地域福祉活動計画推進会議の運営及び進捗管理の実施 2 第五次地域福祉活動計画策定に向けた基礎調査（住民アンケートや関係機関へのヒアリング等）の実施【新規】 3 住民福祉活動への支援・普及啓発 4 集いの場・通いの場への支援（地区福祉組織、ふれあいサロン、地域食事サービスへの支援） 5 こども食堂に関する相談支援 6 地域の社会資源を活用した福祉教育プログラムのコーディネート及び福祉教育の企画・実施のためのネットワークの構築 7 コミュニティセンターや地区民協を訪問し、各地区の地域活動に関する情報収集の実施 8 地域課題の把握・分析（地域特性等の理解・把握）に基づくCSWの地域支援の展開 9 住民福祉活動や当会が実施する地域福祉事業の広報活動（ホームページ・SNSの活用） 10 地域ふれあいサロン防災研修会の実施【新規】	社協会費 共同募金配分金
2 重層的支援体制整備事業	1 重層的支援会議の開催 複雑化・複合化した課題を抱えるケースのうち、関係機関との情報共有の同意を得られたケースについて、相談支援機関からの相談に対し、アセスメント・支援プランを作成し、支援機関間の連携や支援プランの適切性等を協議する重層的支援会議を開催するとともに、会議の中で明らかとなった不足する社会資源の創出等につなげていく。 2 研修会の企画開催 困難ケースを抱える支援者への支援と相談支援機関の対応力向上を目的とした研修会を企画開催するととも	市受託金

事業名	取組概要	財源
	<p>に、関係機関へ事業のPRに努める。</p> <p>3 庁内連絡会議への参加 市役所内の各課が抱える支援上の課題等の把握や解決に向けた連携の在り方、社会資源の開発や新たな担い手の育成等を検討する市役所内に設置される庁内連絡会議に多機関協働事業者として参画する。</p> <p>4 支援会議への参加 (1) 関係者間で情報共有の同意を得られないケースにおける情報の共有 (2) 支援方針に関する助言</p> <p>※支援会議は、社会福祉法第106条の6に規定された会議で、本人の同意がない場合でも、複雑化・複合化した課題を抱える相談者に関する情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするために設けられる。参加者には守秘義務が課される。</p>	
3 ふれあい総合相談所の運営	<p>1 一般相談 心配ごと相談</p> <p>2 専門相談 法律相談、司法書士相談、行政書士相談</p>	社協会費
4 ふれあい給食サービス事業	<p>市内では、民間事業者の参入により、現在、配食中の利用者も民間事業者への移行が可能と見込まれることから、丁寧な説明と周知を行い、令和7年9月末までに本事業を終了とする。【廃止】</p>	<p>利用料収入</p> <p>市補助金</p> <p>社協会費(対象外経費分)</p>
5 ボランティアセンターの運営	<p>1 ボランティアセンター運営委員会(年4回程度)</p> <p>2 ボランティア体験月間(8月)</p> <p>3 ボランティア相談支援</p> <p>4 除雪ボランティア活動</p> <p>5 災害支援活動(災害発生時)</p> <p>6 災害ボランティアセンター設置訓練の企画・開催 災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づく資料の整備及び関係機関と協働による設置訓練の実施</p> <p>7 LINEアカウントを活用した情報発信機能の強化及び新規登録者数の増加</p>	市補助金
6 指定管理事業	<p>柏崎市高齢者生活支援施設結の里の管理・運営</p> <p>1 入居定員25人(单身用居室23室、夫婦用居室1室)</p> <p>2 交流部門(1階交流室、調理室)の貸館</p>	指定管理料
7 福祉関係団体との連携・支援	<p>福祉団体事務局業務(柏崎市老人クラブ連合会・柏崎市手をつなぐ育成会)</p>	各団体受託金

イ 生活支援係

事業名	取組概要	財源
<p>1 日常生活自立支援事業</p>	<p>1 新潟県社会福祉協議会受託事業の実施</p> <p>(1) 独自事業利用者のうち、県社協事業への移行が可能なケースの有無を月1回係内会議において確認する。</p> <p>(2) 生活支援員の増員及び研修計画に基づく研修機会の確保</p> <p>2 柏崎市社協独自事業の内部牽制体制の強化及び支援の適正化</p> <p>(1) 不正防止と内部牽制体制の強化(払戻手続の厳格化、預り品の貸金庫利用による分散管理、預かり物品と現金照合の定期点検等)</p> <p>(2) 新規申込時の2回以上の面接調査の実施後、課長、課長代理、職員等による利用判定会議を実施(適切なサービスの検討及びサービスの必要性に基づく利用決定の実施)</p> <p>(3) 支援プランに基づいた適切な権利擁護支援の提供</p> <p>(4) 支援ニーズに基づき、必要なサービスの利用ができるようアセスメント、支援プラン作成、サービス提供(訪問回数の設定を含む。)、モニタリングを実施</p> <p>(5) 増加するニーズへ対応するため人員の増員を図る。</p> <p>(6) 入院・入所する利用者の支払手続の簡素化(口座振替等への切替)</p> <p>(7) サービス内容をまとめたリーフレットの作成及び周知によるサービスの適正化の実施【新規】</p>	<p>県社協受託金 利用料収入 社協会費</p>
<p>2 柏崎市権利擁護センター事業</p>	<p>1 柏崎市権利擁護センター及び成年後見制度に関する広報及び周知啓発(市民向け及び専門職向け研修会の実施)</p> <p>2 成年後見制度に関わる関係機関とのネットワークづくり及び連絡調整業務の実施</p> <p>3 成年後見制度に関する相談及び利用の支援</p> <p>4 権利擁護に関する人材養成のための権利擁護支援者研修の実施</p> <p>5 申立支援等制度の利用促進支援</p> <p>6 後見人等支援業務</p> <p>7 権利擁護センター運営協議会の運営と地域連携ネットワークの構築</p> <p>(1) 申立支援の充実、受任調整、困難事例等への協議会による専門的な助言等の実施</p> <p>(2) 支援者が成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を検討する際に、適切な制度利用に結びつけられる</p>	<p>市受託金</p>

事業名	取組概要	財源
	<p>よう出前講座や関係機関が実施する各種の連絡会等において、成年後見制度活用検討ガイドラインの活用周知を図る。</p> <p>(3) 死後事務や財産管理契約等に関する相談に対応するため、司法書士等専門職へ実施状況を調査する。【新規】</p>	
3 法人後見事業	<p>1 法人後見運営委員会の開催</p> <p>2 法人後見支援員（市民後見人）定例会（年3回）の開催やフォローアップ研修の企画・開催等による活動支援の実施</p>	市受託金 後見報酬
4 生活困窮者自立支援事業	<p>1 自立相談支援事業</p> <p>2 住居確保給付金の相談及び申請の受付等</p> <p>3 家計改善支援事業</p> <p>4 就労準備支援事業</p> <p>働くことに悩みを抱える方を対象に、フリースペースぶらっとを始めとした居場所づくりを行う。就労準備を目的とした講座やメニューを、地域コミュニティや関係者と連携し、企画・開催する。</p> <p>5 子どもの学習・生活支援事業</p> <p>「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもの対象に、集合型と訪問型の学習支援を実施することにより、学習習慣や生活習慣を身につける働きかけを行うとともに、学習支援を利用する児童・生徒が気軽に集える居場所づくりを行う。</p>	市受託金
5 生活福祉資金貸付事業	<p>1 借入希望者への相談対応</p> <p>(1) 総合支援資金</p> <p>(2) 福祉資金</p> <p>(3) 緊急小口資金</p> <p>(4) 教育支援資金</p> <p>(5) 不動産担保型生活資金</p> <p>2 滞納者及びコロナ特例貸付利用者への償還指導</p> <p>(1) 借受人世帯が抱える様々な生活課題の解決に向けた相談支援の展開</p> <p>(2) 初期滞納時の督促、状況確認の実施</p> <p>(3) 訪問・電話・郵送等の方法による償還猶予・償還免除手続を含む償還指導の実施</p>	県社協受託金
6 地域移行等支援事業	<p>短期間のアパート生活体験を通し、施設や病院に長期間入所・入院する障がい者等の地域生活への移行を支援する。</p> <p>また、生活に困窮するなどの理由で、一時的な居住場所の確保が必要な方のほか、緊急避難を要する方についても、必要に応じて対応する。</p>	社協会費 利用料収入

3 こども支援課 「児童の健全育成を目指した児童クラブの運営の継続」

(1) 重点目標

- ・安定した児童クラブ運営の継続のため、受託事業の長期継続契約と適正な受託金での締結に向けた市との協議及び人員配置の中期計画の整備
- ・就労その他の事情により、保護者等が不在な家庭の児童の健全育成
- ・児童クラブ補助員の養成による放課後児童支援員の確保と現運営体制の維持

(2) 事業実施計画

こども支援第一係・こども支援第二係

事業名	取組概要
1 児童クラブの継続運営	市内 22 児童クラブの継続した運営（児童クラブ一覧表参照）
2 柏崎市との事業運営の協議・調整	<ol style="list-style-type: none"> 1 安定した運営及び必要な人員を確保するため、令和 8 年度からの長期継続契約の締結について市との協議を行う。【事業費 248,194 千円】 2 令和 8 年度の小学校区の再編に伴う児童クラブの対応に関し、市との協議を踏まえた運営体制の確立に向けて、法人内部で協議及び調整を行う。 3 運営の現状を柏崎市と情報共有し、課題解決に向けた協議と調整を行う。
3 人員配置中期計画の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の高齢による退職を想定した、安定した事業継続のための適正な人員配置中期計画の整備 2 児童クラブで働く人材の確保を目的とした人員配置中期計画に基づく採用活動の実施 3 派遣補助員の派遣調整と依頼
4 事務局体制の維持【新規】	予算の作成及び執行管理、人員配置計画、勤怠管理などの日常業務に加え、特性のある児童への対応など、多様化する児童クラブの運営に対する事務局への相談対応に多くの時間を要している。そのことを踏まえ、現在の事務局管理体制を維持していくための適正な職員体制について検討する。
5 職員の資質向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 放課後児童支援員等として、主体的に児童クラブの運営を行えるよう事務分担等で役割を明確にする。 2 児童の健全育成を目的とした、児童の発達や育成に関する内部での研修や事例検討の実施、外部研修会等への参加 3 児童クラブ運営に必要な資格（放課後児童支援員）の取得推進
6 検討グループでの取組	<p>職員自らが、課及び児童クラブ運営の課題や問題点を明確にし、解決に向けた協議・検討を行い、確実に実行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研修検討グループ <ol style="list-style-type: none"> (1) 年間研修計画に沿った研修の企画・立案・実行 (2) 新たな課題に対応した研修内容の企画・立案・実行 2 保護者会業務効率化検討グループ

事業名	取組概要
	<p>各児童クラブの保護者会と協力し、児童の健全育成のための支援を行うとともに、業務の見直し・効率化について協議・検討する。</p> <p>3 業務マニュアル検討グループ</p> <p>日常業務の手順や方法、関係帳票などの効率化・統一化等を協議・検討し、必要に応じて改善・マニュアル化する。</p> <p>災害対応マニュアルや事故対応マニュアルなど既存のマニュアルについても定期的に見直し、改善する。</p>
7 事故防止への取組	<p>1 日常の施設・設備等の安全確認の徹底及び安全管理行動の遵守</p> <p>2 事故の発生状況や時間帯などをデータ化し、見える化して情報共有するとともに、グループワーク等で対応を検討する。</p> <p>3 事故防止のための研修会の実施</p>
8 保護者との連携	<p>1 児童クラブでの児童の体調や変化について、保護者へ連絡を行うとともに、関係機関と連携して支援を行う。</p> <p>2 緊急時の対応として、保護者メールの活用を継続する。</p>

柏崎市から運営受託する 22 児童クラブ（比角第一・柏崎は 2 単位 合計 24 単位）

名 称	位 置	定員	登録見 込者数 (仕様書 記載)	受託日
比角第一児童クラブ (A・B)	柏崎市扇町 2 番 22 号	80 人	88 人	H29. 4. 1
比角第二児童クラブ	柏崎市豊町 3 番 59 号	58 人	64 人	H23. 4. 1
槇原児童クラブ	柏崎市春日三丁目 4 番 35 号	86 人	66 人	H30. 4. 1
剣野第一児童クラブ	柏崎市常盤台 25 番 3 号	62 人	66 人	H31. 4. 1
剣野第二児童クラブ	柏崎市常盤台 25 番 24 号	67 人	66 人	H31. 4. 1
半田第一児童クラブ	柏崎市南半田 1 番 1 号	49 人	44 人	H30. 4. 1
半田第二児童クラブ	柏崎市南半田 9 番 24 号	90 人	66 人	H30. 4. 1
田尻第一児童クラブ	柏崎市大字安田 1455 番地	76 人	84 人	H31. 4. 1
田尻第二児童クラブ	柏崎市大字安田 1455 番地	74 人	66 人	H31. 4. 1
新道児童クラブ	柏崎市大字新道 4977 番地	56 人	62 人	H31. 4. 1
枇杷島第一児童クラブ	柏崎市関町 9 番 34 号	58 人	44 人	H31. 4. 1
枇杷島第二児童クラブ	柏崎市関町 9 番 34 号	72 人	44 人	H31. 4. 1
荒浜児童クラブ	柏崎市荒浜一丁目 2 番 11 号	69 人	66 人	H30. 4. 1
北鯖石児童クラブ	柏崎市大字中田 1743 番地 2	36 人	40 人	H30. 4. 1
日吉児童クラブ	柏崎市大字土合 806 番地	40 人	44 人	H31. 4. 1
柏崎児童クラブ (A・B)	柏崎市学校町 1 番 88 号	94 人	101 人	H31. 4. 1
鯖石児童クラブ	柏崎市大字加納 2628 番地 1	36 人	20 人	H30. 4. 1
大洲児童クラブ	柏崎市大久保二丁目 10 番 13 号	31 人	30 人	H30. 4. 1
中通児童クラブ	柏崎市大字曾地 130 番地	19 人	10 人	H24. 7. 24
北条児童クラブ	柏崎市大字北条 1981 番地 1	30 人	30 人	H24. 7. 24
米山児童クラブ	柏崎市米山町 304 番地 4	17 人	5 人	H25. 4. 1
鯨波児童クラブ	柏崎市大字鯨波乙 1032 番地	40 人	15 人	H30. 4. 1
合計		1, 240 人	1, 121 人	

※定員は、児童クラブの延べ床面積を一人当たりに必要な床面積 1.65 m²で除した人数

4 訪問事業課 「高齢・障がいの利用者一人一人に寄り添い、その人らしい生活を継続できるようにするためのサービスの提供」

(1) 重点目標

- ・利用者へ適正、平等なサービスを提供できる職員の育成
- ・職員が働き続けたいと思える職場環境の整備
- ・利用者確保と適正な収入の確保、経費削減による健全な運営
- ・個別援助計画・手順書に沿った安心・安全なサービスの提供
- ・感染症や災害発生時におけるBCPに基づいた事業の継続

(2) 目標値

係名	実施事業	指標	R7 目標	R6 実績 (9 月末)	R5 実績
訪問介護係	訪問介護	稼働率	55%	59.1%	55.3%
	訪問入浴				
	居宅介護				
	同行援護				
	移動支援				
訪問看護係	訪問看護	稼働率	39%	38.4%	38.8%

※ 稼働率＝利用者へのサービス提供時間（移動時間は含まない）÷職員の事業従事時間×100%

(3) 事業実施計画

ア 訪問介護係（訪問介護事業所・訪問入浴介護事業所・居宅介護事業所）

事業名	取組概要
1 サービス提供体制の充実・強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供責任者による訪問介護員への指導及び業務管理の実施 2 訪問手順書及びサービス提供マニュアルの定期的な見直し 3 介護者等に対する介護に関する相談・助言 4 効率的な訪問計画の作成及び稼働率の維持・向上 5 同行援護従業者資格取得の推進 6 関係機関及び多職種との連携。KMネットの活用 7 市内訪問介護事業所連絡会への参加（年2回）【新規】 8 柏崎市障害者等緊急対応事業への協力（居宅介護事業所）
2 職員の資質向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供責任者が均等な業務を行えるよう、質の向上を目的とした研修の開催（リーダー会議・サービス提供責任者会議内での開催のほかWeb研修等） 2 職員が希望する研修の受講 3 係長、主任の育成を目的とした研修への参加（外部研修・Web研修）、他課との合同事例検討会への参加 4 適正なサービス提供を行える技術習得を目的とした各種研修会への参加（介護技術、コミュニケーション技術、事故防止等やノーリフト研修）

事業名	取組概要
	5 係内研修（月 1 回） 6 チーム申し送り・事例検討会（月 1 回）【新規】 7 自己点検振り返りシートの活用 8 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施 9 他課との合同事例検討会等の実施（年 2 回）
3 サービス継続のための健全経営	1 新たな利用者確保を目的とした包括支援センターや居宅介護支援事業所への訪問による情報提供と収集、空き情報の定期的な発信 2 訪問介護・訪問入浴・居宅介護・訪問看護の兼務体制を継続し、効率的なサービス提供体制を行う。 3 事務作業の効率化を目指したタブレット導入の検討（訪問介護チーム・訪問入浴チームで検討） ICT化が推進され、加算の要件でも業務効率化が義務づけられていることから、令和 8 年度導入を目指す。導入している他事業所へのヒアリング、タブレット導入についての情報収集やメリット・デメリットの確認を行う。

イ 訪問看護係（ゆたか訪問看護ステーション）

事業名	取組概要
1 サービス提供体制の充実・強化	1 看護師とリハビリ専門職の連携 2 訪問看護提供マニュアルの定期的な見直しと遵守 3 ケース検討会の実施 4 効率的な訪問計画の作成及び稼働率の向上
2 職員の資質向上	1 ノーリフト研修、精神科訪問看護研修、その他各種研修会の参加 2 職員が希望する研修の受講 3 係長、主任の育成を目的とした研修への参加（外部研修・Web研修） 4 係内研修（月 1 回） 5 自己点検振り返りシートの活用 6 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施 7 他課との合同事例検討会等の実施（年 2 回）
3 サービス継続のための健全経営	1 新たな利用者確保を目的とした包括支援センターや居宅介護支援事業所への訪問による情報提供と収集、空き情報の定期的な発信 2 訪問入浴との兼務体制によって課内での連携を図り、効率的なサービス提供を行う。 3 事務作業の効率化を目指したタブレット導入の検討 ICT化が推進され、タブレット導入により加算の算定ができるため、令和 8 年度導入を目指す。導入している他事業所へのヒアリング、タブレット導入についての情報収集やメリット・デメリットの確認を行う。

ウ 課共通事項

事業名	取組概要
1 事故防止への取組	1 苦情対応・介護・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集と分析 2 事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し 3 緊急時対応に関する研修の実施
2 感染症・災害時の対応力強化	1 B C Pの見直し（年1回） 職員がB C Pの理解を深められる研修の実施、シミュレーションと机上訓練の実施 2 個人防護具（P P E）等の適正な使用のための定期的な実地訓練の継続（年2回） 3 感染症対策委員会の開催（年2回）
3 権利擁護の視点での取組	1 虐待防止委員会の開催（年2回）と研修会の実施 2 身体拘束適正化委員会の開催（年2回）と研修会の実施
4 働きやすい職場環境	1 ワーク・ライフ・バランスの充実 2 各種会議時、職員同士の積極的な意見交換及び他課と情報共有・収集

5 介護支援事業課

「住み慣れた地域でその人らしい生活を継続するための自立支援と連携の強化」

(1) 重点目標

- ・職員のケアマネジメント力の向上
- ・働きやすい職場環境の整備
- ・適正な収入の確保と経費削減による健全な運営
- ・感染症や災害発生時におけるBCPに基づいた事業の継続

(2) 目標値

係名	指標	R7 目標	R6 実績 (9 月末)	R5 実績
介護支援係	介護支援専門員一人当たりの担当件数（要支援は1件あたり0.3件でカウント）	35 人	31.5 人	32.5 人

※ R6 年度までは、要介護のみの件数であったが、要支援の利用者数が多くなっている為、R7 年度からは要介護と要支援の合わせた担当件数に変更

※ 地域包括支援係は、市受託事業であるため、目標値設定なし

(3) 事業実施計画

ア 介護支援係（柏崎市社会福祉協議会居宅介護支援事業所）

事業名	取組概要
1 法令を遵守したケアマネジメントの実施	1 ケアマネジメント業務・給付管理業務の内部チェックの実施（月2回） 2 ケアマネジメント手順の業務マニュアルの改定
2 相談援助職としてのケアマネジメント力・倫理性の向上	1 利用者に関する情報共有を目的とした会議の開催 2 係内研修の実施（月1回）や外部研修への参加 3 地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所と共同開催の事例研究会の実施（年2回） 4 他課との合同事例検討会等の実施（年2回） 5 利用者の自己決定を尊重し、重度化防止に留意したアセスメント、プラン作成及びモニタリングの実施 6 主任介護支援専門員の資格取得推進及び法定研修への参加 7 自己点検表を活用したケアマネジメント過程の振り返り、利用者アンケートの実施
3 困難ケースに対応できる体制の整備	1 24時間の連絡体制による利用者等からの相談及び緊急対応の実施 2 主任介護支援専門員を中心とした事業所内での相談支援体制の継続及び地域包括支援センターとの連携
4 多職種連携と協働による利用者支援	1 地域ケア個別会議等への事例提供と結果の共有、モニタリング 2 もの忘れ連絡シートや入退院時連携シートを活用した医療・介護の連携

事業名	取組概要
	3 当会各部署、関係機関との連携 4 柏刈メディカルネットの活用

イ 介護支援係（相談支援事業所おうぎまち）

事業名	取組概要
1 障害者等相談支援事業	1 指定一般相談支援の実施 (1) 地域相談支援（地域移行、地域定着支援） (2) 基本相談支援 2 指定特定相談支援の実施 計画相談支援 3 指定障害児相談支援の実施 4 柏崎市障害者等緊急対応事業の利用支援
2 関係機関及び他職種との連携	1 当会各部署、関係機関との連携 2 他相談支援事業所との連携 3 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会各部会への参加
3 職員の資質向上	1 係内研修の実施や外部研修への参加 2 事業所内でのケースの共有や事例検討 3 介護支援事業所と合同での事例研究会への参加 4 相談支援専門員自己評価の実施

ウ 地域包括支援係（柏崎市西地域包括支援センターまちなか・あかさかやま）

事業名	取組概要
1 包括的支援事業	1 総合相談支援事業 (1) 高齢者や家族等からの総合相談の対応 (2) 高齢者の実態把握（現況調査） 2 権利擁護事業 (1) 高齢者虐待の防止及び対応 (2) 消費者被害の防止及び対応 (3) 判断能力が十分でない方への支援（成年後見制度等の活用） 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 支援困難事例等への指導・助言
2 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	1 地域活動・地域におけるネットワークの構築に関する会議への参加 (1) 地区民生委員児童委員協議会 (2) 地区担当保健師等との情報交換会 (3) 地域包括支援センター連絡会 2 認知症施策の推進のための協力 (1) もの忘れ連絡シートの活用 (2) 認知症初期集中支援チームとの連携 (3) 認知症サポーター養成講座の開催

事業名	取組概要
	3 在宅医療・介護連携の推進のための協力 入退院時連携シートの活用 4 生活支援体制整備推進のための協力 (1) 生活支援コーディネーター等との連携 (2) 2層協議体に係る関係者との打合せ等 5 介護予防・生活支援サービス体制整備のための協力 (1) コツコツ貯筋体操健康講話 (2) 暮らしのサポートセンター情報交換会・健康相談会への参加
3 地域ケア会議の実施	1 地域ケア個別会議（年3回）支援困難事例2回 介護予防事例1回 2 地域ケア圏域会議（年1回） 3 モニタリング会議（年1回）
4 介護予防ケアマネジメント事業	1 総合事業（訪問介護・通所介護）のみを利用する対象者のケアマネジメント業務（一部委託可） 2 総合事業利用希望者に対しての手續等の支援
5 指定介護予防支援事業	介護保険における予防給付（予防給付のみ又は予防給付と総合事業サービスを組み合わせて）を利用する要支援者のケアマネジメント業務（一部委託可）
6 職員の資質向上	1 係内研修の実施（月1回）や外部研修への参加 2 事業所内でのケース共有や事例検討 3 市内居宅介護支援事業所との事例検討・研究会の企画・参加（年2回）

エ 課共通事項

事業名	取組概要
1 健全な事業運営のための収入の確保	1 担当件数の把握と積極的な新規の受入れ 2 各種加算の取得 3 隙間時間の有効活用と事務作業の省力化のためのタブレット導入の検討 導入している他事業所へのヒアリング、タブレット導入についての情報収集やメリット・デメリットの確認を行い、令和8年度導入を目指す。
2 感染症や災害への対応力強化	1 感染症対策委員会の開催（年2回） 2 感染症の予防及び蔓延防止のためのマニュアルの見直し 3 感染症の予防及び蔓延防止のための研修と訓練の実施（各1回） 4 柏崎市安否確認対象者の緊急連絡先の把握（年2回） 5 職員が事業継続計画書（BCP）の理解を深められる研修の実施、シミュレーションと机上訓練の実施（年1回）
3 権利擁護の視点での取組	1 虐待防止委員会の開催（年2回）と研修会の実施 2 身体拘束適正化委員会の開催（年2回）と研修会の実施
4 働きやすい職場環境	1 ワーク・ライフ・バランスの充実 2 各種会議時、職員同士の積極的な意見交換及び他課との情報共有

6 通所事業課 「利用者一人一人に寄り添ったサービスの提供と自分らしい生活への自立支援の推進」

(1) 重点目標

- ・健全な事業運営に向けた収支状況の改善
- ・生活機能の維持向上や重度化防止のための取組
- ・利用者一人一人の想いや状況に応じたサービスの提供と社会とのつながりに向けた取組
- ・職員の資質向上と働きやすい職場環境の改善
- ・感染症や災害への対応力強化

(2) 目標値

施設名	種別	定員数	R7 目標 平均利 用者数 ※1	R7 目標利 用者数 (延べ)	R7 目標稼 働率 ※2	R6 目標 数 ※1	R6 目標 稼働率 ※2
赤坂山デイ サービスセ ンター	一般型	39人	25.6人	7,900人	65%	25.5人	65%
	サービスA	午前10人 午後10人	4人 0.3人	1,316人	21%	4人 0.5人	22%
北条デイサ ービスセン ター	一般型	34人	19.1人	5,915人	56%	21人	61%
	サービスA	10人	1.4人	434人	14%	2人	19%

※1 一日当たりの目標平均利用者数

※2 平均利用者数÷定員数(%) (参考：全国平均指数：一般型70%)

※3 営業日数：R7：309日、R6：309日

※4 一般型に現行相当サービスを含む。通所型サービスAには事業対象者を含む。

(3) 事業実施計画

ア 赤坂山デイサービスセンター

定員数	一般型：39人 サービスA：午前10人・午後10人
サービス提供時間	一般型：9：30～16：30（7時間） サービスA：9：30～12：30（3時間） 13：30～16：30（3時間）

事業名	取組概要
1 健全な事業運営に向けた収支状況の改善	1 コミュニティセンター等の地域住民への広報活動【新規】 2 受入態勢の整備 (1) 松波デイサービスセンター休止に伴う送迎範囲拡大の周知と受入れ (2) 利用実態に合わせた送迎範囲の定期的な見直し

イ 北条デイサービスセンター

定員数	一般型：34人 サービスA：午前10人
サービス提供時間	一般型：9：30～16：30（7時間） サービスA：9：30～13：30（4時間）

事業名	取組概要
1 健全な事業運営に向けた収支状況の改善	<ol style="list-style-type: none"> 「北条医療保健福祉を考える会」への参加や地域サロン(ぬくもり)訪問による地域への広報活動 北条コミュニティセンター広報誌「山なみ」への記事掲載による住民への広報活動【新規】 行事や活動を掲載した「デイサービス通信」の町内回覧による住民への広報活動（年4回）【新規】 受入態勢の整備 高柳・南鯖石地区の送迎範囲拡大の継続と周知の継続
2 生活機能の維持向上や重度化防止のための取組	<ol style="list-style-type: none"> 理学療法士による自宅で一人でもできる個別リハビリメニューの作成と実施 理学療法士による自宅環境と利用者の心身の状態に応じた生活動作への相談・助言
2 社会とのつながりに向けた取組	地域サロン(ぬくもり)や地域住民へ壁面作成と作品展示の依頼

ウ 課共通事項

事業名	取組概要
1 健全な事業運営の強化	<ol style="list-style-type: none"> 虐待防止委員会の開催（年2回）と研修の実施 身体拘束防止の取組、研修の実施 事務効率化のための帳票類の検討継続 意向アンケートの実施（対象：利用者）
2 収支状況の改善	<ol style="list-style-type: none"> 職員体制と業務の見直しの継続 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター訪問による営業活動、空き情報発信、情報提供と収集 パンフレットやSNS（Facebook）を使用した情報発信と広報活動 利用者・介護者向けの通信発行 受入態勢の整備 <ol style="list-style-type: none"> 利用ニーズに合わせたサービス時間の検討と提供 ゴールデンウィークやお盆時期等の柔軟な受入れ キャンセル時の振替利用の提案と受入れ CFT会議での課題検討と検討結果を反映した業務運営 他課との意見交換会での意見の検討と業務への反映
3 生活機能の維持向上や重度化防	<ol style="list-style-type: none"> リハビリ実施による成果のフィードバック 運動習慣の啓発活動

事業名	取組概要
止のための取組	3 認知症ケアや利用者の特性に応じた対応等に関する研修の実施
4 利用者一人一人の想いや状況に応じたサービス提供と社会とのつながりに向けた取組	1 利用者一人一人のニーズの把握と、ニーズに合わせた趣味活動や役割の提供 2 一般型利用者とサービスA利用者が行事を通じて交流できる機会の提供 3 レクリエーション活動の提供と充実 4 ボランティア受入れの周知と積極的な受入れ 5 保育園、小・中学校へのボランティア依頼と受入れ 6 地域との交流と地域貢献（コミセン活動参加等）
5 職員の資質向上と働きやすい職場環境の改善	1 職員が希望する各種研修会の受講 2 相談員の育成を目的とした介護支援事業課との合同研修会の開催【新規】 3 職種別による会議の開催 4 係内研修（月1回） 5 専門資格取得の推進 6 職種別の役割の明確化 7 業務内容の定期的な見直し
6 感染症や災害への対応力強化	1 感染症や災害時の対応マニュアルやBCPの見直し、研修及び訓練の実施（年2回） 2 感染症対策委員会の開催（年2回） 3 利用者参加型の防災避難訓練の実施（年2回）

7 障がい者就労支援課 「利用者の日常生活・社会生活の充実を目指した生産活動の提供」

(1) 重点目標

- ・利用者一人一人の特性に応じた生活支援及び作業支援の実施
- ・利用者支援と収益確保のバランスを考慮した事業運営体制の見直し
- ・事業PR活動の強化による新規利用者と売上げの確保
- ・職員の利用者支援に関する資質の育成・向上

(2) 目標値

種別	定員数	R7 目標平均利用者数 ※1	R7 目標利用者数 (延べ)	R7 目標稼働率	R6 目標平均利用者数	R6 目標稼働率 ※2
就労支援 B 型	20 人	16 人/日	3,888 人	80%	17 人/日	85%
日中一時支援	5 人	10 人/月	120 人	10%	20 人/月	19%

種別	R7 年間目標額	R6 目標額	R6 上半期実績額	R5 年間実績額
就労支援事業収入 (パンの製造・販売)	33,715,000 円	35,000,000 円	15,822,351 円	32,048,065 円

(3) 事業実施計画

かしわハンズ

定員数	就労支援 B 型：20 人 日中一時支援：5 人
サービス提供時間	8 時 30 分～15 時 30 分 (7 時間 00 分)

事業名	取組概要
1 就労継続支援事業 (B 型) の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者一人一人の状況に応じて、自己選択・自己決定を尊重し、相談支援事業所等関係機関と連携した個別支援計画の作成 2 利用者の生活や作業状況に関する相談や助言の実施 3 作業以外の活動を通じた社会的活動及び余暇活動の支援 4 利用者の保健衛生及び健康管理を目的とした内科検診の実施 (年 1 回) 5 送迎の実施 (希望者のみ 事業所⇄柏崎駅) 6 パンの製造及び販売・配達 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者の能力や適性に合った作業の提供と安全確保 (2) 原材料費の動向を注視した適正価格での販売 (3) 利用者の工賃向上を目的としたパンの品質向上や商品開発の実施 (4) 利用者の社会性を養うための販売・配達同行の実施 (5) 利用者の能力及び特性を踏まえた作業量と収益確保のバランスが取れ

事業名	取組概要
	<p>る生産活動の見直し</p> <p>(6) 効率性を踏まえた販売方法の検討と販売先の新規開拓</p> <p>7 SNS (Instagram) を活用した情報発信 (月 1 回以上)</p> <p>8 利用者の状態に適した受託作業の実施</p> <p>9 相談支援事業所への利用空き情報の発信</p> <p>10 特別支援学校への職場体験等の受入れに関する情報提供</p>
<p>2 地域生活支援事業 (日中一時支援事業: 社会適応訓練) の実施</p>	<p>1 利用者の生活や作業状況に関する相談や助言の実施</p> <p>2 作業以外の活動を通じた社会的活動及び余暇活動の支援</p> <p>3 利用者の保健衛生及び健康管理を目的とした内科検診の実施 (年 1 回)</p>
<p>3 地域生活支援拠点事業の実施</p>	<p>営業時間外の緊急時における宿泊を伴わない受入れ・対応 (事前登録制)</p>
<p>4 権利擁護の取組</p>	<p>1 虐待防止委員会の開催 (年 2 回) と研修の実施</p> <p>2 身体拘束適正委員会の開催 (年 1 回) と研修の実施</p>
<p>5 感染症や災害への対応力強化と B C P に基づいた事業の継続</p>	<p>1 B C P (事業継続計画) に記載の手順の確認と見直し (年 1 回)</p> <p>2 感染症対策委員会の実施 (年 2 回)</p> <p>3 利用者とともに行う避難訓練の実施 (年 2 回)</p>
<p>6 利用者支援体制の強化</p>	<p>1 利用者の障害特性や状況に応じた支援の在り方に関する検討 (2 か月に 1 回程度)</p> <p>2 利用者への支援方法に関する職員間の情報共有体制の見直しによる適切な支援の提供</p>